

費目間流用ルールの統一化について

平成 26 年 3 月 14 日

(平成 29 年 4 月 20 日改正)

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

費目間流用については、一定範囲までの流用は、研究費を配分する府省や独立行政法人（以下「配分機関」という。）の承認を経ずに可能となっているが、承認なしで流用可能な範囲を、直接経費総額の一定割合とする制度や各費目の予算額の一定割合とする制度があるとともに、その割合も 10%以内～50%以内までと区々であるため、研究者等にとって混乱を招いている。

このため、本申し合わせは、「平成 23 年度科学・技術重要施策アクション・プラン」（平成 22 年 7 月 8 日策定）において、競争的資金制度について『直接経費内における費目間流用のルールについても、流用可能な範囲を、各費目ごとの予算額をベースにするのではなく、各競争的資金において、直接経費総額の一定割合とすることとする。なお、この一定割合をどのように取り扱うかについては、今後、さらに検討することとする。』という方向性が示されたことを受け、費目間流用の割合を直接経費総額の一定割合とすることについて徹底するとともに、一定割合の考え方についてまとめるものである。

2. 競争的資金制度における費目間流用ルールの統一化

(1) 直接経費総額の一定割合への統一化

配分機関の承認なしで流用可能な範囲を、平成 26 年度から順次、直接経費総額の一定割合とする。

(2) 一定割合の取扱い

関係府省は各制度の趣旨等に則り、別紙のとおり、配分機関の承認なしで流用可能な費目間の流用割合を直接経費総額の「50%以内（又は未満）」又は「20%以内」として、平成 26 年度以降順次運用する。

一定割合の取扱いについては、研究者等の利便性や各制度の趣旨等を考慮し、今後、必要に応じて見直しを行う。

なお、配分機関の承認なしで流用可能な範囲については、当初計画からの大きな変更等により額の確定時等に問題が生じないように、各制度の判断において事前届けを求めることは妨げない。この時、研究者等の負担を考慮し、必要以上の書類を求めないよう配慮する。

競争的資金制度における直接経費の費目間流用ルール

■補助金/基金助成金

省庁名	制度名	承認なしで流用可能な範囲(平成29年度)
総務省	デジタル・デバイド解消に向けた技術等研究開発	直接経費総額の20%以内
	ICTイノベーション創出チャレンジプログラム	
文部科学省	科学研究費助成事業	直接経費総額の50%以内
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金	直接経費総額の50%未満
	医療研究開発推進事業費補助金	
	保健衛生医療調査等推進事業費補助金	
経済産業省	戦略的基盤技術高度化・連携支援事業	直接経費総額の20%以内
国土交通省	建設技術研究開発助成制度	直接経費総額の50%以内
環境省	環境研究総合推進費	直接経費総額の50%以内

■委託費

省庁名	制度名	承認なしで流用可能な範囲(平成29年度)
内閣府	食品健康影響評価技術研究	直接経費総額の50%以内
総務省	戦略的情報通信研究開発推進事業	直接経費総額の20%以内
消防庁	消防防災科学技術研究推進制度	直接経費総額の20%以内
文部科学省	国家課題対応型研究開発推進事業	直接経費総額の50%以内
	未来社会創造事業	
	戦略的創造研究推進事業	
	研究成果展開事業	
	国際科学技術共同研究推進事業	
国土交通省	交通運輸技術開発推進制度	直接経費総額の20%以内
環境省	環境研究総合推進費	直接経費総額の50%以内
原子力規制庁	放射線安全規制研究戦略的推進事業費	直接経費総額の20%以内
防衛装備庁	安全保障技術研究推進制度	直接経費総額の20%以内